

「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」新旧対照表

新	旧
<p>前文から2まで（現行のとおり）</p> <p>3 中期目標期間評価 （1）及び（2）（現行のとおり）</p> <p>（3）評価の進め方</p> <p>① 分科会による評価結果（案）作成 各分科会で法人から提出された業務実績報告書等を基に検証するとともに、法人からヒアリングを実施する。 各分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果（案）を取りまとめる。なお、各分科会において、評価結果（案）の内容について、法人による事実確認などの方法をとることにより、適正な評価に努めるものとする。</p>	<p>前文から2まで（略）</p> <p>3 中期目標期間評価 （1）及び（2）（略）</p> <p>（3）評価の進め方</p> <p>① <u>分科会による事前評価の実施</u> <u>中期目標期間の最終年度が開始するまでに、法人から提出された業務実績報告書等を基に検証するとともに、必要に応じて法人からヒアリングも実施する。</u> <u>各分科会での審議を通じて、それまでの業務実績に関する事前評価を行い、各分科会で評価結果を決定する。事前評価においては、中期目標の達成状況及びその効果を分析し、次期中期目標の検討に資する意見を述べるものとする。</u> <u>評価にあたっては、「(2) 評価方法の基本」を原則とし、各分科会で法人の業務の特性に応じて具体的な評価方法を定める。</u></p> <p>② 分科会による評価結果（案）作成 各分科会で法人から提出された業務実績報告書や事前評価の結果等を基に検証するとともに、法人からヒアリングを実施する。 各分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果（案）を取りまとめる。なお、各分科会において、評価結果（案）の内容について、法人による事実確認などの方法をとることにより、適正な評価に努めるものとする。</p>

また、分科会において、中期目標期間の最終年度が開始するまでに、それまでの業務実績に関する評価を実施し（事前評価）、その結果を踏まえて、評価結果（案）を審議することができるものとする。

② 評価委員会による評価結果の決定

各分科会による評価結果（案）を基に、評価委員会による審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果を決定する。

4 から別表 2 まで （現行のとおり）

③ 評価委員会による評価結果の決定

各分科会による評価結果（案）を基に、評価委員会による審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果を決定する。

4 から別表 2 まで （略）